

# 国立研究開発法人物質・材料研究機構 招聘規程

平成18年3月28日

18規程第32号

改正：平成18年9月4日 18規程第89号  
改正：平成22年4月27日 22規程第35号  
改正：平成23年4月4日 23規程第11号  
改正：平成24年9月18日 24規程第70号  
改正：平成27年3月24日 27規程第59号  
改正：令和元年9月24日 2019規程第62号  
改正：令和2年3月10日 2020規程第21号  
改正：令和2年3月24日 2020規程第29号  
改正：令和5年2月28日 2023規程第46号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）における研究活動の活性化及び国際化に資するため、海外から招聘する者（以下「招聘研究者」という。）の招聘経費の支給等に関する必要事項を定め、その適切かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(区分)

第2条 機構が招聘する招聘研究者の格付け区分は、別表1のとおりとする。

(職務等)

第3条 招聘研究者は、機構の諸規程を遵守し、一定の期間、機構における研究活動に対する助言・指導、研究業務への参画又は機構の関連業務を行う。

(招聘期間)

第4条 招聘研究者の招聘期間は、原則として90日以内とする。ただし、他の制度で定めがある場合、又はやむを得ない特別の事由があると認められる場合であって、招聘期間を延長することに伴う予算措置が講じられる場合には、この限りではない。

(招聘経費)

第5条 招聘経費とは、招聘旅費、宿泊料及び国内交通費をいう。

2 招聘旅費は、別表2に定める区分による招聘研究者の在勤地又は居住地の最寄りの空港から招聘地までの最短経路の低廉な航空賃（航空保険料及び出入国税を含む。）及び空港使用料とする。ただし、他機関から同時に招聘を受けている招聘研究者の招聘旅費については、機構での滞在期間に関わらず、他機関との協議により、往復又は片道のみを支給、若しくは支給しないことができる。

3 宿泊料及び国内交通費は、以下の各号で定める基準に従い支給することができる。

(1) 宿泊料を支給する期間は、原則として、招聘する国に到着した日からその国を離れるまでの期間（滞在中一時他の国に出国した場合は除く。）とする。

(2) つくば地区に滞在する招聘研究者に支給する宿泊料は、機構が指定する宿泊先の室料、サービス料及び税金の合計額（以下、「宿泊代金」という。）に、別表3に定める夕食代その他宿泊に伴う諸雑費を賄うための経費を加えた額とする。ただし、外部資金による招聘研究者がつくば市に滞在する場合の宿泊料は、次号の定めを準用することができる。

(3) つくば地区以外に滞在する招聘研究者に支給する宿泊料は、別表4及び別表5に定める区分に応じた額とする。

(4) 国内交通費の計算は、国立研究開発法人物質・材料研究機構旅費規程（平成13年4月2日 13規程第12号）の定めに基づき、ただし、空港と機構間の移動に対して支給する国内交通費は、原則として直通バスの運賃とする。

(5) 前号の規定にかかわらず、別表1の区分1及び2による招聘研究者のうち、空港と機構間の移動に直通バスを使用しなかった者に対し、国内交通費の実費額（鉄道、バス及びタクシー）を、50,000円を上限として支給することができる。

(招聘規程)

(6) 機構における業務遂行のため他機関訪問が必要と認められる場合は、国内交通費を150,000円を上限として支給することができる。ただし、理事長が認めた場合はこの限りではない。

(招聘研究者への日当の支給)

第6条 次の各号に該当する場合は、第5条第3項第1号及び第3号の定めに基づき、招聘経費に加え日当を支給することができる。この場合において、「宿泊料」とあるのは「日当」、「別表5」とあるのは「別表6」と読み替えるものとする。

(1) 国際連携大学院制度、NIMS インターンシップ制度又は NIMS グローバル拠点推進制度により研修生を招聘する場合

(2) 外部資金による招聘制度で日当の支給が定められている場合

(3) 特殊な事情があり担当理事が認める場合

(他機関から同時に招聘を受けている招聘研究者の招聘経費及び日当の支給)

第7条 機構が招聘をする招聘研究者が、他機関による招聘を同時に受けている場合の招聘経費及び日当は、機構滞在日数分のみ支給することができる。

(招聘経費及び日当の減額、調整、打切)

第8条 機構は、講じられた予算措置の範囲内において、招聘経費及び日当を支給することとし、場合により、減額、調整若しくは打切ることができるものとする。

(招聘条件)

第9条 機構は、原則として以下に掲げる条件により、招聘研究者を受入れるものとする。

(1) 招聘研究者への謝金の支給については、国立研究開発法人物質・材料研究機構謝金及び委員等手当の支給基準について（令和元年9月24日 2019達第28号）その他関係規程の定めるところによる。

(2) 招聘研究者の故意又は過失により発生した事故による負傷等に対する補償は行なわない。

(3) 招聘研究者の故意又は重大な過失により研究機器等に損害を与えた場合は、これを弁償するものとする。

(4) 招聘研究者が機構で得た研究成果等を公表及び利用する場合は、国立研究開発法人物質・材料研究機構研究成果物等取扱規程（平成15年5月8日 15規程第15号）第10条により、あらかじめ承諾を受けるものとする。

(5) 招聘研究者の研究業務に関連して得た知的財産権は、原則として機構に帰属するものとする。

(6) 招聘研究者は、滞在期間中に得た研究成果物等を他に漏洩又は持ち出してはならない。

(7) 招聘研究者は、海外旅行保険に加入するなど補償等の処置に備えるものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、招聘研究者の招聘に関し必要な事項を別に定めることができる。

## 附 則

1. この規程は、平成18年4月1日から施行する。
2. 外国人研究者招聘規程（16規程第76号）は、廃止する。

附 則（平成18年9月4日 18規程第89号）

この規程は、平成18年9月22日から施行する。

附 則（平成22年4月27日 22規程第35号）

この規程は、平成22年4月27日から施行する。

附 則（平成23年4月4日 23規程第11号）

この規程は、平成23年4月4日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年 9月18日 24規程第70号）

この規程は、平成24年9月18日から施行する。

附 則（平成27年 3月24日 27規程第59号）

(招聘規程)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月24日 2019規程第62号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月10日 2020規程第21号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日 2020規程第29号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日 2023規程第46号）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

別表1 区分

区分	招聘研究者の役職等
1	ノーベル賞又はこれに相当する権威ある表彰等を受けた者
2	大学、研究開発機関（企業を含む。以下同じ。）又は学術機関の長相当の者
3	（1）大学の教授又は研究開発機関若しくは学術機関の部長職相当の者 （2）大学、研究開発機関又は学術機関に所属していない者であって、次のいずれかに該当する者 イ 研究活動への従事経験年数が、博士の学位取得後13年以上である者 ロ 研究活動への従事経験年数が、修士課程及び博士課程への在籍期間を含め、18年以上ある者
4	（1）大学の准教授又は研究開発機関若しくは学術機関の課長職相当の者 （2）大学、研究開発機関又は学術機関に所属していない者であって、次のいずれかに該当する者 イ 研究活動への従事経験年数が、博士の学位取得後4年以上13年未満である者 ロ 研究活動への従事経験年数が、修士課程及び博士課程への在籍期間を含め、9年以上18年未満である者
5	（1）大学の助手若しくは助教又は所属する研究開発機関、若しくは学術機関の研究員職相当の者 （2）大学、研究開発機関又は学術機関に所属していない者であって、次のいずれかに該当する者 イ 研究活動への従事経験年数が、博士の学位取得後4年未満である者 ロ 研究活動への従事経験年数が、修士課程及び博士課程への在籍期間を含め、9年未満である者 （3）国際連携大学院制度、NIMS インターンシップ制度又は NIMS グローバル拠点推進制度により招聘された研修生 （4）年齢が30歳以下の者

注釈：招聘研究者の研究業績をもって格付けする場合は、その格付け理由を明確にしなければならない。

別表2 航空賃の支給

別表1における区分	航空賃の上限
区分1に該当する者	ファーストクラス
区分2及び3に該当する者	ビジネスクラス
区分4及び5に該当する者	エコノミークラス

注釈：航空賃が2階級に区分される航空路にあっては、区分2に該当する者については、最上級の旅客運賃と読み替える。

別表3 招聘研究者がつくば地区に宿泊する場合に、宿泊に伴う諸雑費を賄うための経費

別表1 区分	滞在期間			
	到着～31日		32日～61日	
	宿泊代金に朝食が 含まれる場合	宿泊代金に食費が含まれない場合		
1	3,150	6,300	5,670	5,040
2	2,800	5,600	5,040	4,480
3	2,500	5,000	4,500	4,000
4	2,100	4,200	3,780	3,360
5	1,800	3,600	3,240	2,880

別表4 地域区分

区分	国または都市名
指定都市	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、アビジャン
甲地方	アメリカ合衆国、カナダ、グリーンランド、欧州（西欧）、中近東、東京都（特別区）
乙地方	欧州（東欧）、東南アジア、韓国、香港、大洋州地域及び甲地方以外の日本

(招聘規程)

丙地方	南西アジア、中国、中南米、アフリカ地域、南極地域
-----	--------------------------

別表5 招聘研究者がつくば地区以外に滞在する場合の宿泊料

別表1 区分	単価				同一地域に滞在する場合で、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数が30日を超える場合				同一地域に滞在する場合で、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数が60日を超える場合			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
1	29,000	24,200	19,400	17,400	26,100	21,780	17,460	15,660	23,200	19,360	15,520	13,920
2	25,700	21,500	17,200	15,500	23,130	19,350	15,480	13,950	20,560	17,200	13,760	12,400
3	22,500	18,800	15,100	13,500	20,250	16,920	13,590	12,150	18,000	15,040	12,080	10,800
4	19,300	16,100	12,900	11,600	17,370	14,490	11,610	10,440	15,440	12,880	10,320	9,280
5	16,100	13,400	10,800	9,700	14,490	12,060	9,720	8,730	12,880	10,720	8,640	7,760

別表6 日当

別表1 区分	単価				同一地域に滞在する場合で、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数が30日を超える場合				同一地域に滞在する場合で、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数が60日を超える場合			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
1	9,400	7,900	6,300	5,700	8,460	7,110	5,670	5,130	7,520	6,320	5,040	4,560
2	8,300	7,000	5,600	5,100	7,470	6,300	5,040	4,590	6,640	5,600	4,480	4,080
3	7,200	6,200	5,000	4,500	6,480	5,580	4,500	4,050	5,760	4,960	4,000	3,600
4	6,200	5,200	4,200	3,800	5,580	4,680	3,780	3,420	4,960	4,160	3,360	3,040
5	5,300	4,400	3,600	3,200	4,770	3,960	3,240	2,880	4,240	3,520	2,880	2,560